

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.007

処 分 名	墓地の区域、納骨堂等の施設の変更等の許可
処 分 の 概 要	墓地、納骨堂又は火葬場を経営者は、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項
審 査 基 準	法令及び条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しない。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/bochi/keieikyoka.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成17年条例第113号）

第3条（經營者の基準）、第4条（墓地等の經營の許可等）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会の開催）、第8条（関係住民等との協議）、第10条（墓地の設置場所の基準）、第11条（墓地の施設の基準）、第12条（納骨堂の設置場所の基準）、第13条（納骨堂の施設の基準）、第14条（火葬場の設置場所の基準）、第15条（火葬場の施設の基準）、第16条（工事完了届及び検査）、第17条（經營者の講ずべき措置）、第18条（名称等の変更届）

■墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年規則第40号）

第2条（墓地の經營主体）、第3条（經營の許可に係る申請）、第4条（施設の変更の許可に係る申請）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（結果通知書の交付等）、第11条（許可書等）、第14条（墓地の設置場所の基準）、第15条（工事完了届及び検査合格通知）、第16条（掲示板の設置）、第18条（管理者の届出）